

第2 契約の選択

[27] 財産管理方法を選択する際のポイントは

Q 一人暮らしのAさんは、高齢になり物忘れが増えてきたと感じ、また転倒しやすくなるなど身体も衰えてきました。どのような財産管理方法を選択したらよいでしょうか。なお、Aさんには預貯金のほか、夫から相続した賃貸不動産、金融商品などの財産があり、子どもたちは遠方に居住しています。

A 現時点でAさんの判断能力に問題がないようであれば、一人暮らしで、身体的能力が低下していることから、見守り・財産管理委任契約を締結することが有用です。

また、将来判断能力が低下した場合に備えて、併せて任意後見契約も締結しておくべきです。

Aさんには様々な財産があるところ、分別管理や財産の具体的な利用希望がある場合には、民事信託を併用することなども考えられます。

なお、Aさんの判断能力が現時点で若干低下している場合は、契約できる意思能力があれば即効型任意後見契約などの締結も考えられますが、独居生活のAさんに消費者被害等の危険があるような場合には、保佐・補助も検討に値します。

解説

1 契約による財産管理と法律による財産管理

Aさんが既に判断能力が低下して意思能力（契約の内容と結果を理解できるだけの判断能力）を欠くような状況であれば、法律による財産管理方法（法定後見類型）を利用するほかありませんが、現時点で意思能力を有していれば、契約による財産管理方法（見守り・財産管理委任契約／任意後見契約／信託契約／日常生活自立支援事業等）を選択することができます。

なお、仮に軽度の判断能力低下があるような場合でも、その人が全く契約ができない状態ではなく、意思能力がある場合には、個別の状況にもよりますが、日常生活自

立支援事業の契約や、即効型の任意後見契約（〔18〕参照）などを締結できる場合もあります。任意後見契約のような重要な契約の場合には、Aさんに意思能力があることを確認するために医師の診断書を取得するほか、契約公正証書の文面を理解しやすいシンプルな表現にしたり、場合によっては意思能力の証明のために証書作成時及び日常のAさんの様子を映像に撮っておくなどのリスクヘッジも検討に値します。

なお、上記のようにAさんの判断能力が若干の低下状態にあるときには、法定後見類型でいえば保佐又は補助の状態にあることも多いと考えられます。保佐又は補助の審判を受けた場合には、代理権を設定できるのみならず、本人が一人で行った一定の重要な行為が保佐人・補助人の同意又は追認を得ないでされた場合に取消しの効果を得ることもできるため、例えば独居生活のAさんが業者から勧誘を受けて不動産売却・リフォーム契約・連帯保証その他のリスクのある契約をさせられてしまう危険があるなど、代理権のみならず本人の行為の取消権にも期待すべき事情がある場合には、あえて保佐又は補助を利用することも検討すべきです。

2 見守り・財産管理委任契約

Aさんの判断能力に問題がない場合には、Aさんは一人暮らしで、身体的能力が低下していることから、今後の預貯金の引き出しその他の日常的な金銭管理、不動産・金融商品・配当金の管理、介護ヘルパーが必要になった場合の手配等を行うため、財産管理委任契約を締結することが有用です。

また、Aさんは一人暮らしであり、定期的な安否・健康状態の確認を行う見守り契約も付加することで、今後の介護サービス等の身上保護の必要性の判断や、判断能力が低下した場合の法定後見・任意後見等への切替えにも適時に対応できます。

なお、Aさんには収益不動産、金融商品を含む多くの財産があることから、日常生活自立支援事業では対応しきれず、見守り・財産管理委任契約が適しているといえます。

3 任意後見契約の同時締結

財産管理委任契約の締結後、将来的にAさんの判断能力が低下していった場合には、この契約のみでは対応できず、法定後見などを利用しなければならなくなる可能性があります。そこで、判断能力低下後も同じ受任者が引き続きトータルかつ継続的に管理できるように、任意後見契約を同時に締結しておくべきです。

このように財産管理委任契約と任意後見契約をセットで締結し元気なうちから継続して任せることにより、①財産の内容・所在や本人の意向を間違いないように後見人

に伝えることができ、判断能力低下後の後見業務を問題なく行ってもらえるメリット、②急な事故や入院のときに即対応できるメリット、③後見人との相性や信頼性を実際に確認できるメリット（任意後見契約や法定後見の開始後は、家庭裁判所の特別の許可や審判がないとその後見人による後見を解消できません。）などもあります。

なお、任意後見契約を締結した後でも、将来的に本人の利益のため法定後見類型によるべき特別の必要が生じた場合は、任意後見受任者又は任意後見人はその請求をして家庭裁判所の審判を仰ぐ権限を有していますので（任意後見10②）、本人の将来的な状況に応じた対応も可能です。

4 民事信託（上記との併用）

Aさんの判断能力が問題なければ、信託の利用もできます。ただし、Aさんの所有する賃貸不動産や金融商品は、信託会社や信託銀行ではあまり取扱いがなく、弁護士などの専門職も信託の受託者となることができないため、受託者となってくれる親族等がない場合には、事実上利用ができません。

また、子どもたちが一部の財産について受託者となってくれる場合でも、本設問のように遠方であり日常的に頼ることができない場合には身上保護や日常的金銭管理を行う者が別途必要になるため、上記の財産管理委任契約や後見を利用して身上保護や日常的金銭管理を任せ、一部の財産について別目的で民事信託を設定するという形で、両制度を併用することが考えられます。

本設問のケースにおける信託利用の目的としては、①不動産や高額預貯金などの重要あるいは負担の大きい財産を分担管理する目的、②具体的な財産の用途のために、後見とは別枠の管理をする目的などが考えられます。

②の具体的な用途としては、例えば、一定額を子どもたちへの扶養や寄附など本人以外の人に受益させたいという場合や、低金利時代において株式、投資信託その他の金融商品の投資・運用等（新規購入、売却、買替え等）をしたいという場合などが考えられます。後見では本人の財産状況と収支状況を前提とし、具体的ケースごとに必要性や従前の経緯等も踏まえた慎重な判断が必要になるため、一定の用途を必ず確保したい場合には、そのための財産を本人財産から切り離して信託を設定した方が確実です。そのほか、例えば賃貸不動産について収益の用途を具体的に指定したり、リフォーム又は建て替えなど管理処分方法を具体的に指定したい場合にも、その部分を民事信託で外出しすることは有効です。跡継ぎ遺贈のための信託を設定する場合も同様です。

もっとも、本人の生活のための財産を確保しておかなければならないため、一般には高額な財産がある場合に、財産の一部を（民事）信託で外出するというスキームが有用と思われます。

以上、本人の具体的な状況や意向を踏まえ、トータルかつ総合的な観点から、総合的にスキームを選択すべきです。

第2 ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)

[42] ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)に明記すべき内容と締結する際の留意点は

Q ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)に明記すべき内容と締結する際の留意点はどのようなものでしょうか。

A ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)では、委任事務の範囲、対象財産の範囲、身上保護に関する事項、委任事務の報告に関する事項などを明記する必要があります。

解説

1 委任事務の範囲

ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)は私的な契約であり、委任事務の範囲は個別の契約によって定まります。

そのため、ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)では、委任事務の範囲を定める必要があります。そして、受任者が委任事務の範囲内で実効的な財産管理を行うためには、当該財産管理について代理権を持つ必要がありますから、委任事務の範囲内の事務について、受任者が代理権を有する旨も明記する必要があります。

具体的には、任意後見契約を締結する際に用いられる、任意後見契約に関する法律第3条の規定による証書の様式に関する省令附録第1号様式(チェック方式)、又は附録第2号様式(代理権を全て記載する方式)などを参考にして代理権目録を作成し、同代理権目録記載の事務を委任する旨を定める方法などがあります。

2 対象財産の範囲

ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)は私的な契約であり、財産管理の対象となる財産の範囲は個別の契約によって定まります。

そのため、ホームロイヤー契約(見守り及び財産管理)では、受任者に財産管理を委ねる対象財産の範囲を定める必要があります。

この点、例えば、本人において、ほぼ全ての財産の管理を受任者に委ねるのではなく、特定の預貯金口座については本人自身で管理し、その他の預貯金口座について受任者が管理するという方法も可能です。

なお、対象財産の範囲を定めるに当たっては、契約時の財産のほか、契約後の増加財産の扱いについても定めておく必要があります。

3 身上保護に関する事項

ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は、主として財産管理を目的とする契約になりますので、財産管理に関する条項が中心となります。しかし、高齢者の場合には、財産管理が日常生活と密接に関わることが多いため、身上保護の観点からは、財産管理に関する条項を定めるだけでは不十分です。

そのため、介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項や、医療に関する事項を委任事務の範囲に含めるなど、身上保護面についても、本人のニーズを適切に反映した契約内容にする必要があります。

また、ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は、主に身体的能力の低下がある高齢者等が本人として想定されていること、継続的契約であるため、本人の置かれた状況やニーズが時間の経過とともに変化していくことなどから、本人との間の定期的な面会（見守り）等についても定めておく必要があります。

4 委任事務の報告

ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）は、民法上の委任契約（民643）又は準委任契約（民656）となりますので、受任者は、本人に対し、善管注意義務に基づく報告義務を負います（民644・645）。

そのため、委任事務の定期的な報告とその方法についても定める必要があります。

なお、委任事務の報告は、原則として本人に行うこととなりますが、本人に信頼のおける親族等がいる場合には、本人への報告と併せて当該親族等へ報告することを契約内容とすることにより、職務の適正さを客観化する方法もあります。

また、ホームロイヤー契約（見守り及び財産管理）を締結するに当たって、監督機関を設ける場合には、当該監督機関に対する報告とその方法についても定める必要があります。

なお、監督機関は、弁護士等に限らず委任者の親族や福祉関係者も候補と考えられます。実効的な監督機関を置くことで、本人にとってより信頼性が高まるでしょう（モデル契約書式集58頁参照）。

[108] SNS等各種ITアカウントの閉鎖手続における留意点は

Q

死後事務委任契約で、SNSなどのアカウントの閉鎖を依頼されました。どのような点に注意すべきでしょうか。

A

アカウントの利用者が亡くなった場合の対応は、SNSなどの種類によって違うので、手続を事前に確認する必要があります。本人がどのサービスを利用しているか、何を希望しているのか聞いた上で、アカウントのIDやパスワードなど必要な情報を聴き取っておく必要があります。

解説

1 SNS等各種ITアカウントの閉鎖手続

SNSのアカウントやメールアカウントは、本人が亡くなっても当然には削除されません。自分の死後削除されることを望むのなら、あらかじめ本人が、削除されるように設定しておくか、遺族や受任者などに削除申請してもらう必要があります。Googleでは、アカウント無効化管理ツールを利用して、一定期間利用しなかった場合は、自動的に削除するよう設定しておくことができます。また、Facebookでは、生前に自分の死後本人のアカウントを完全削除するか、追悼アカウントにするか選ぶことができ、生前に追悼アカウント管理人を指定しておいて、死後に追悼アカウントをリクエストするという方法もあります。

2 受任者等から削除申請する場合

本人が亡くなった後、削除申請するためには、本人が亡くなったこと分かる除籍謄本などの資料と申請者と本人の関係を示す死後事務委任契約書や遺言書などを事業者に対して提出する必要があります。その際、事業者にもよりますが、本人の氏名、アカウントのユーザー名、メールアドレスなどが必要となります。

3 注意点

削除申請をしても、本人が偽名や通称を用いていた場合、住所や生年月日が正しく

登録されていなかった場合、本人とアカウントの関連が証明できず、削除ができない可能性があります。

本人とアカウントの関連性を証明するためや、受任者の権限を明らかにするため、死後事務委任契約書の文面に記載しておくという方法もありますが、それで事業者に関連性が認められるかは定かではありませんし、契約から実行までに期間が開く場合には、アカウント情報などの変更がないかなど定期的に見直す必要が出てきます。

また、本人から預かっていたアカウント情報が間違っていたなどの理由で、事業者が削除要請に応じない場合、削除義務を負わないこと、その場合の報酬の扱いについても契約上明らかにしておいた方がよいでしょう。

アドバイス

○IDやパスワードの事前確認と規約の関係性

受任者が、本人のIDやパスワードを預かっておいて、本人の死後にログインし、削除するのが簡便ですが、規約上は通常は認められていないことに留意する必要があります。